

「子どもと運動」
—小学生の遊び場の変化—

桜美林大学 澤井ゼミC

○臼井美穂
林早紀

相川翼
安田皓稀

飯高菜緒

1. はじめに

子どもたちの遊び場と言えば最初に思い浮かぶのは「公園」ではないだろうか。子どもたちの楽しそうに遊んでいる声が聞こえてくるということもあったことだろう。だが、近年、公園で遊んでいる子どもたちを見かけることが少なくなったように感じるのは、ボール禁止の公園や遊具が撤去された公園が増えたからかもしれない。あるいは、「子どもの声がうるさい」という苦情も近年では増えてきていると言われる。一方、子どもの遊具の代わりに大人向けのフィットネス器具が置かれるようになっているともいわれる。ますます公園が子どもの遊び場としての機能を失いつつあるようにもみえる。

1.2 研究目的

本研究では、こうしたボール遊びの禁止や、遊具の撤去、変更は誰がどのように決めているのか、それにより子どもの遊び場がどう変化しているのか、その経緯を調べ、課題を抽出するとともに、その対策を考えてみたい。

2. 研究方法

2.1 アンケート調査

子どもの遊び場としての公園に関する市民の考えを聞くために、以下のアンケートを行った。

● FC 町田ゼルビア観戦者調査アンケート

2013年6月30日 野津田陸上競技場にて町田ゼルビア観戦者3028人の入場者のうちホームスタンドの観客600名を（回収506名分、回収率84.3%）を対象とし、ランダムサンプリング法を用いて調査を行った。男女比は男性70.4%、女性29.4%、平均年齢は41.6歳であった。調査項目は以下の通りである。観戦者の中にはアウェイクラブのサポーターもいたが、多くは町田ゼルビアのファンであり、町田市民である。

- ①一般的にあなたが住まいの周辺の子どもの運動・スポーツ環境は満足出来るか
- ②どのような施設があればより満足出来るか

● 国民体育大会ボランティア決起集会でのアンケート

2013年8月27日町田市民ホールにて国民体育大会ボランティア決起集会参加者800名（回収437名分、回収率54.6%）を対象とし、集合調査法を用いて調査を行った。参加者

は国体のボランティアであり、そのほとんどが町田市民である。男女比は男性 42.0%、女性 57.1%、平均年齢は 62.0 歳であった。調査項目は以下の通りである。

- ①市街区にある公園でのボール遊びが禁止されることについてどう考えるか
- ②市街区にある公園で子どもが遊ぶ声がうるさいという近隣住民からの苦情についてどう考えるか。
- ③一般的にあなたがお住まいの周辺の子どもの運動・スポーツ環境は満足出来るか
- ④どのような施設があればより満足出来るか

2.2 インタビュー

子どもの遊びや子どもの遊び場としての公園の在り方について聞くために、町田市の行政担当者にインタビューを行った。

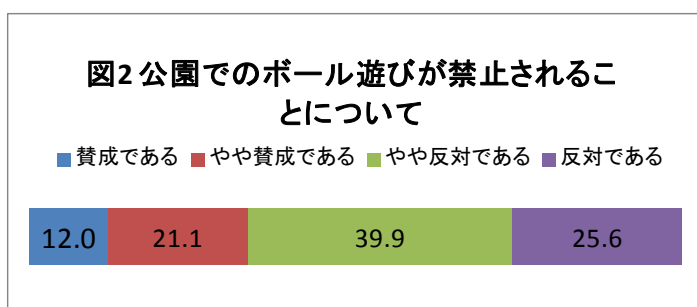
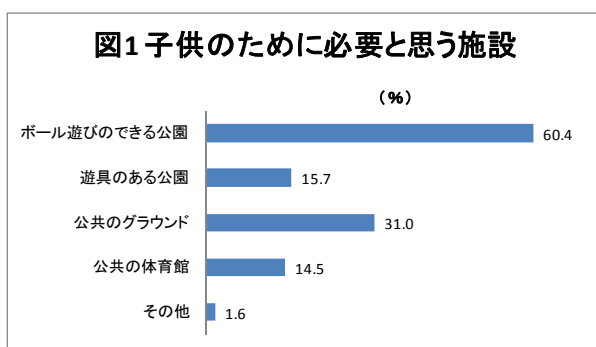
● 町田市役所公園緑地課・町田市役所児童青少年課

2013 年 9 月 19 日町田市役所にて公園緑地課・児童青少年課へ反構造化面接を行った。調査項目は町田市にある公園の数、ボール禁止の公園の数、禁止看板はどうやって立てているのか、

3 結果

3.1 町田ゼルビア観戦者調査結果

町田ゼルビアの観戦に訪れた観戦者の 58%が子どもの運動・スポーツ環境に満足もしくはやや満足していると回答した。また、子どものために必要と思う施設を聞くと、60%が「ボール遊びのできる公園」と回答した。



3.2 国民体育大会ボランティアアンケート結果

国民体育大会の決起集会でのアンケートによると公園でのボール遊び禁止や、子どもの声に対して苦情があることについて批判的な意見の方がかなり多かった。

3.3 町田市役所公園緑地課

インタビューイの H さんは公園緑地課に勤務して 26 年となり、公園の設置・管理など現場に関わることが多いという。公園緑地課は公園管理を行っている事務系職員（15 名）と現場作業職員（30 名）で構成されている。公園の増設、設計、遊具の配置、企画、設計など公園緑地課が全て管理している。情報収集のため他部署との連携は要望がある場合打ち合わせをするほとんどしない、情報収集や外部からのノウハウの吸収は限られている。公園緑地課によると、やはり町田市内の街区公園や近隣公園ではボール遊びが出来る公園はほとんどない状況である（街区公園とは誘致距離半径約 250m に一つ、面積 0.25ha、近隣公園とは誘致距離半径約 500m に一つ、面積は 2ha）。ボール遊びに関する苦情は多い。中学生がボール遊びをしていて幼児に当たりトラブルになることや、隣の家飛び込み物を壊してそのまま逃げてしまい市に対策をもとめることも多いという。公園管理課としては 1 本でも苦情があれば対応せざるを得ない。「ボール遊びをさせてほしい」という要望もあるが、苦情の方が多い。要望と苦情だと問題が起こった場合のリスクを考えて苦情の方への対応を優先させがちになる。

H さんはボール遊びに関する苦情はこの 20 年前くらいの間が増えたのではないかという。ここ数年で人口増加に伴い公園と民家の距離が近くなり、住宅地の中に公園があるという状態になっているためではないかという。また、学校の校庭の管理が厳しくなっており、ボール遊びする（小学校中高学年の）子どもたちが公園に流れてきたからかもしれないとも言う。ただ、一方で H さんは最近公園で子どもたちを見かけなくなったとも言っている。また、子どもの声に関する苦情は年に 1 回あるかないかという現状である。子どもの声に関する問題はあまり問題になっていないという。

苦情を言う住民の傾向として、直接言うのが嫌なので役所に代わりに言ってもらいたいという方が多いように思われる。昔は子供をしかる大人が近所に何人かいたものだが、今はそういう人もほとんどいなくなった。子育て期間は短く、そういう意味でも公園管理における子どものニーズは取り上げられにくくなっているのではないかという。市民の多くが子どものためにボール遊びのできる公園を望んでいるにも関わらず、1 件の苦情でそうした公園が少なくなっている」ということが分かった。

3.4 町田市役所 児童青少年課

児童青少年課とは学童保育クラブ、子どもセンターなどを管理している。子どもたちの遊び場を子どもたちや親に提供している。児童青少年課の方では「場」ではなく「遊びの質」が変化してきていると考えている。その変化とは、たとえば昔は手と頭を使って剣玉

をしていたが、今は手と頭を使ってゲームをしている。昔と今では使うところは変わっていない、変わっているのは使う物であるという。「遊び」の中で身に付くものがあると考えており、集団遊びなどの必要性があると感じている。

4. 考察

公園の定義は公衆が憩いまたは遊びを楽しむために公開された場所（区域）である。アンケート結果やインタビューによって「市民の多くが子どものためにボール遊びのできる公園を望んでいるにも関わらず、1件の苦情でそうした公園が少なくなっている」ということが分かった。市民の多くが子どものために「ボール遊びのできる公園」がいいと考えているのに対し、公園管理課によれば苦情があると1本でも基本的に対応することになるという。それに伴い子どもたちの遊び場が制限される。公園緑地課に苦情が来るためその部署だけで解決させてしまっている。子どもの遊びの専門家でもなくノウハウがあるわけでもない。子どもの遊びについて専門知識や情報のある部署と連携しているわけでもない。子どもの遊びに関わる苦情が多いが、公園緑地課だけの判断だけでは限界があるのではと考える。現状では各部署の連携は出来ていない。公園緑地課だけではなく子どもたちと関わる場所（学校・児童青少年課）など様々な部署に意見を聞き、苦情に対応出来るのではと考える。この考えから私たちは公園を管理する場所（公園緑地課）子どもたちと関わる場所（学校・児童青少年課）の連携を提案する。児童青少年課だけではなく、地域の幼稚園や学校などと連携を図り、ノウハウを身につけていく。その中で住民も参加し、地域一体となり取り組んでいく。「公園は子どもをしつける場所」（公園緑地課 H さん）という風に子どもたちを遊びの中で成長させていくことが出来るのではと考える。一つの苦情に対し、各部署で情報共有をしていくことが必要ではないだろうか。例えば、公園緑地課に遊びに関する要望や苦情が寄せられた場合、児童青少年課などと、会議を開き苦情に対する対策案を考える。その中で、管理側と遊び場側の意見を持ち合わせることによって、専門知識や問題に関する情報収集、制限が緩和されるのではないか。また、行政だけの意見でニーズに応えられるかはわからない。公園緑地課 H さんの話によると、自治会や町内会など、地域の団体が言及すると要望が通りやすいという。ならば、もっと住民側の意見もまとめるために地域の団体の中でも定期的に会議を開き、自ら求めていく姿勢が必要ではないだろうか。このように、一つの部署で解決するのではなく、他の部署との連携を積極的に図れば、遊び場としての公園の機能を向上できるのではないか。今回の研究では公園の課題に着目してきたが、引き続き公園の機能を向上するためには、事務的な問題だけでなく、地域との連携も図っていくことが必要であると考えた。

<参考文献>

AREA No.50 2012.11.26 「子どもの声は騒音か」

MBS「VOICE」憤懣本舗「『公園でボール遊び』を…」 2013年6月10日放送

笹川スポーツ財団（2012） 『青少年のスポーツライフ・データ 2012』